

# みなし技術者による解体工事業の許可業者が必要な変更届の提出について(平成 30 年1月)

## 1 解体工事業のみなし技術者とは

平成 28 年 6 月 1 日時点でとび・土工事業の技術者である者は、平成 33 年 3 月 31 日までは解体工事業の技術者としてみなされます(以下、「みなし技術者」という。)。従って、平成 33 年 3 月 31 日まではみなし技術者を営業所の専任技術者として登録し、解体工事業の許可を取得(維持)することが可能です。

また、みなし技術者を解体工事業の営業所の専任技術者として登録する場合には、アルファベットコード(例:一級土木施工管理技士の場合は「1C」)を使用することとなっています。

## 2 営業所の専任技術者に係る変更届が必要な場合

みなし技術者を営業所の専任技術者としている解体工事業の許可業者が、平成 33 年 4 月 1 日以降も解体工事業の許可を継続するためには、平成 33 年 3 月 31 日までに登録解体工事講習の受講等により解体工事業の技術者要件を満たす営業所の専任技術者を配置し、法定期限内(変更から 14 日以内)に変更届出書を提出する必要があります。この手続きを取らない場合には、解体工事業の許可は取り消しとなります。

ただし、既にみなし技術者ではない解体工事業の技術者(例:平成 28 年度以降の 1 級土木施工管理技士の合格者)を営業所の専任技術者として申請又は届出している場合には、届出は不要です。

## 3 専任技術者の変更届に係る提出書類等(静岡県知事許可業者における取扱い)

- (1) 提出先 管轄の土木事務所 総務課建設業班
- (2) 提出部数 3 部(正本 1 部、副本 2 部)、確認資料 1 部
- (3) 提出書類【※1】

提出書類	作成上の注意等
① 変更届出書(様式第二十二号の二)	有資格区分の変更の場合は、添付不要。
② 専任技術者一覧表(別紙四)	
③ 別とじ用表紙	
④ 専任技術者証明書(様式第八号)	<ul style="list-style-type: none"><li>・みなし技術者が登録解体工事講習を受講した等により、有資格区分が変更となった場合は、項番 61 の区分「2」により作成する。</li><li>・専任技術者を解体工事業の技術者要件を満たす他の者に交替する場合(例:平成 28 年度以降の 1 級土木施工管理技士合格者に交替)は、技術者の削除(項番 61 の区分「4」)と追加(項番 61 の区分「3」)の 2 枚を作成する。</li></ul>
⑤ 資格等確認書類【※2】 国家資格の合格証等の写し(原本提示) 又は監理技術者資格者証(解体)の写し(原本証明) 【登録解体工事講習の受講を必要とする資格区分の場合】 国家資格の合格証等の写し及び登録解体工事講習の修了証の写し(いずれも原本提示)	<ul style="list-style-type: none"><li>・国家資格の合格証等の写しは、みなし技術者として既に登録済みの資格については省略可。</li><li>・講習修了証の写しについては、実務経験証明書(様式第九号)により証明する場合には提出不要。</li></ul>

	提出書類	作成上の注意等
⑥	<p>&lt;該当ありの場合のみ提出&gt;            実務経験証明書(様式第九号)【※3】            ※別途、⑩の確認資料の提出が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資格取得後に必要年数以上の解体工事に関する実務経験を必要とする資格区分の届出の場合のみ提出。</li> <li>登録解体工事講習修了証の写しを提出する場合は提出不要。</li> </ul>
⑦	<p>&lt;該当ありの場合のみ提出&gt;            指導監督の実務経験証明書(様式第十号)【※3】            ※別途、⑩の確認資料の提出が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定建設業許可で、解体工事に関する指導監督的な実務経験(2年以上)を必要とする資格区分の届出の場合のみ提出。</li> </ul>
以下、確認資料(提出部数1部)		
⑧	届出者用チェックリスト(1)	
⑨	法人番号確認書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>有資格区分の変更の場合は提出不要。</li> </ul>
⑩	<p>&lt;⑥⑦該当ありの場合のみ提出&gt;            実務経験確認資料【※4】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実務経験を確認する書類(契約書等)</li> <li>実務経験を証明する期間に常勤であったことを証明する書類(健康保険被保険者証の写し等)</li> </ul>	
⑪	<p>&lt;有資格区分の変更以外の場合&gt;            専任性確認資料【※5】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たに営業所の専任技術者が就任した場合にその者が当該営業所に専任であることを確認するために提出。</li> </ul>

※1 変更届出書の具体的な記載方法等は、静岡県版建設業許可の手びき(以下、「手びき」という。)Chapter 2、Chapter 3を御覧ください。

※2 資格者証等は、法令上工事現場に携帯義務のある資格は原本証明で可能ですが、それ以外の資格者証等については原本提示をしてください。

※3 実務経験の計算方法は、手びきChapter 2 p175を御覧ください。

※4 実務経験確認資料の具体的な例は、手びきChapter 2 p176を御覧ください。

※5 営業所の専任技術者の専任性を確認する書類は、手びきChapter 2 p176を御覧ください。

※6 押印については、法人の場合は法務局に登録してある代表者印を、個人の場合は個人事業主の実印を使用し、正本・副本ともに押印してください。